

## 横断歩道は歩行者優先!

歩行者を守る運転出来ていますか？歩行者を守るのは、運転者の義務です。歩行者の動きに十分注意し、常に危険を予測し、歩行者にやさしい運転を心がけましょう。



### (道路交通法第38条)

横断歩道の手前には、横断歩道の標識やひし形の路面標示があります。

横断歩道に近づく際は、横断歩道の直前で**停止**できるような速度で進行しましょう。(横断歩道やその付近に歩行者等がないことが明らかな場合を除く)

- ・横断歩道を横断している
- ・横断歩道を横断しようとしている

歩行者等がいるときは、横断歩道の手前で

**必ず一時停止**し、横断者の通行を妨げてはいけません。

横断歩道や横断歩道の手前で停止している車がある場合、その側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に**一時停止**しなければいけません。

日が暮れるのが早くなってきましたので、**早めのライトの点灯と走行時の上向きライト**を心がけ、**歩行者、横断者の早期発見**に努めましょう。



## ひばりくん防犯メール

犯罪発生情報、防犯対策及び交通事故情報等を携帯電話やパソコンにメール配信できます。登録方法は、

- 1 下記QRコードを読み取り、空メールを送信する。
- 2 県警ホームページにアクセス、案内に従って登録する。

なお、受信したい警察署や配信情報は、選択することができます。



## 警察相談窓口の利用

県警では、相談窓口を設置し、皆様からの相談を受け付けています

◆受け付けている相談の種類は、

- 犯罪等による被害の未然防止に関する相談
- 県民の皆さんの安全と平穏についての相談

◆相談窓口（警察相談専用電話）

シャープ・キュー・イチ・イチ・マル

**# 9 1 1 0 ※24時間受付**

(携帯電話、PHSからも利用可能)

◆『110番』は緊急通報用の電話番号です！

急を要しない相談事やお問い合わせ等については、110番通報ではなく、警察相談専用電話#9110を御利用ください。

◆配偶者等からの暴力(DV)やストーカー被害に遭っている女性からの相談に対しては、専門部署の女性警察官が24時間対応する女性専用相談電話「女性安心パートナー」を設置しています。

女性安心パートナー：029-301-8107

相談窓口

